

エコアクション21で企業力UP!!

エコアクション21は、環境省が定めた環境経営システム・
取り組み・報告に関するガイドラインにもとづく制度です。
全国の中小事業者に広がっています。



エコアクション21

<http://www.ea21.jp>

環境省ガイドライン

エコアクション21 認証・登録制度

エコアクション21とは

持続可能な社会を構築していくためには、あらゆる主体が積極的に環境への取り組みを行うことが必要であり、事業者において製品、サービスを含む全ての事業活動の中に、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の環境配慮を織り込むことが求められています。

エコアクション21ガイドラインは、広範な企業、学校、公共機関等の全ての事業者が環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法として環境省が策定したものです。

そして、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき、環境への取り組みを適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行っている事業者を、認証し登録する制度がエコアクション21の「認証・登録制度」です。

エコアクション21ガイドライン及び認証・登録制度は「事業者の環境への取り組みを推進し、もって持続可能な経済社会の実現に貢献すること」を目的としています。

1

エコアクション21の3つの特徴

1. 取り組みやすい環境経営システムです

エコアクション21では、中小事業者でも取り組みやすい環境経営の仕組み（環境経営システム）のあり方を定めています。環境経営システムに取り組むと、「全員参加の取り組みが進む」、「取り組む目標が明確になって達成の意欲がわく」、「目標が達成できなかった場合も、原因を明らかにできる」、「年々継続的に改善できる」など、工場や事業所の様々な問題の改善に役立ちます。

2. 具体的な環境への取り組みを求めています

エコアクション21では、環境経営にあたり、必ず把握すべき環境負荷として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量、化学物質使用量を挙げています。また、それらを削減するための取り組み例や本業における環境への取り組みについて分かりやすく記載しているため、環境パフォーマンスが向上します。

3. 環境報告(環境コミュニケーション)に取り組みます

エコアクション21では、環境への取り組みの結果を「環境活動レポート」としてまとめ、公表します。事業者が環境への取り組み状況等を公表する環境報告は、自らの環境への取り組みを推進し、さらには社会からの信頼を得て、企業がより発展していくための重要な方法の一つです。

2

エコアクション21に取り組むメリット

総合的な環境への取り組みを進めることができる！

エコアクション21ガイドラインには、『環境経営システム』、『環境への取り組み』、『環境報告』の三要素がひとつに統合されています。そのため、ガイドラインに沿って取り組みを行うことで、環境への取り組みを総合的に進めることができます。

取引条件の一つに対応！

多くの大手企業が、環境への取り組みや環境経営システムの構築を取引条件の一つとしており、これに対応することができます。また、認証・登録にあたり自治体の補助を受けられたり、入札参加資格審査での加点を受けることができます。

経営面での効果も期待！

環境経営システムの仕組みを作り、継続的に改善していくことにより、環境面だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上、目標管理の徹底等の、経営面での効果もあげることができます。

社会からの信頼を獲得！

環境省のガイドラインに基づき、第三者機関の認証を受けることで、社会的な信頼を得ることができます。また、環境活動レポートを作成し、外部に公表することにより、取引先や消費者等からの信頼性が向上します。これは、企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)の一環にもなります。

金融機関の低利融資制度が受けられる！

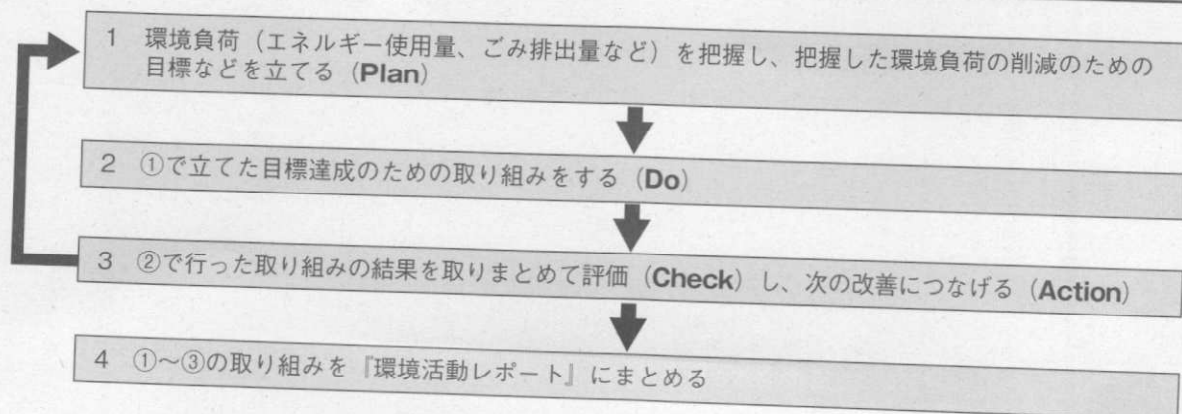
銀行、信用金庫、信用組合等の多くの金融機関で、エコアクション21に取り組む事業者への低利融資制度が始まっています。

審査人による、指導・助言が受けられる！

事業者は、審査の際に、エコアクション21審査人から環境への取り組みなどに関する指導・助言を受けることができます。

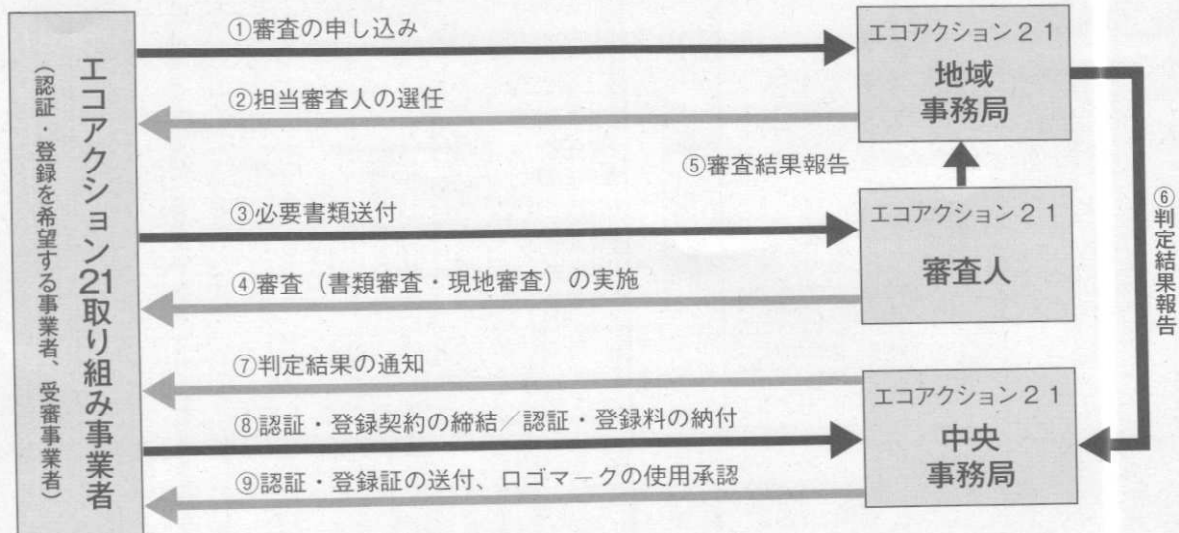
3

エコアクション21の取り組み方



4

認証・登録までの流れ



5

認証・登録の手順

① 審査の申し込み

認証・登録を希望する事業者は、審査申込書を環境活動レポートとともに、最寄りの地域事務局宛てに郵送し、審査の申し込みをします。

② 担当審査人の選任

地域事務局は、審査を担当する審査人を選任し、受審事業者に通知します。

③ 必要書類送付

審査人は、地域事務局および受審事業者より、審査に必要な書類を受領します。

④ 審査 (書類審査・現地審査) の実施

審査人は、登録審査 (書類審査、現地審査) を実施します。

⑤ 審査結果報告

審査人は、審査の結果を、審査結果報告書に取りまとめ、地域事務局に提出します。

⑥ 判定結果報告

地域事務局の判定委員会は、審査人の報告に基づき、受審事業者の認証・登録の可否を判定し、中央事務局に報告します。

⑦ 判定結果通知

中央事務局は、受審事業者の認証・登録の可否を地域事務局判定委員会の報告に基づき判断し (必要に応じて中央事務局判定委員会で審議)、受審事業者に通知します。

⑧ 認証・登録契約の締結/認証・登録料の納付

中央事務局は、受審事業者と認証・登録契約を締結します。受審事業者は、中央事務局に認証・登録料を納付します。

⑨ 認証・登録証の送付、ロゴマークの使用承認

中央事務局は、受審事業者に認証・登録証を送付するとともに、ロゴマークの使用を認め、事業者の環境活動レポートをホームページで公開します。レポートは下記 URL から閲覧できます。
http://www.ea21.jp/list/ninsho_search.php



エコアクション21

認証・登録の更新について

認証・登録は、2年ごとの更新となります。認証・登録事業者は、認証・登録日の概ね1年後に中間審査、認証・登録日から2年以内に更新審査をそれぞれ受審し、適合と認められた場合は、登録時と同様の手続きを経て、登録の更新を行います。

1. エコアクション21に取り組む



環境省のエコアクション21ガイドラインに基づいた取り組みを行います。

2. 審査を受ける



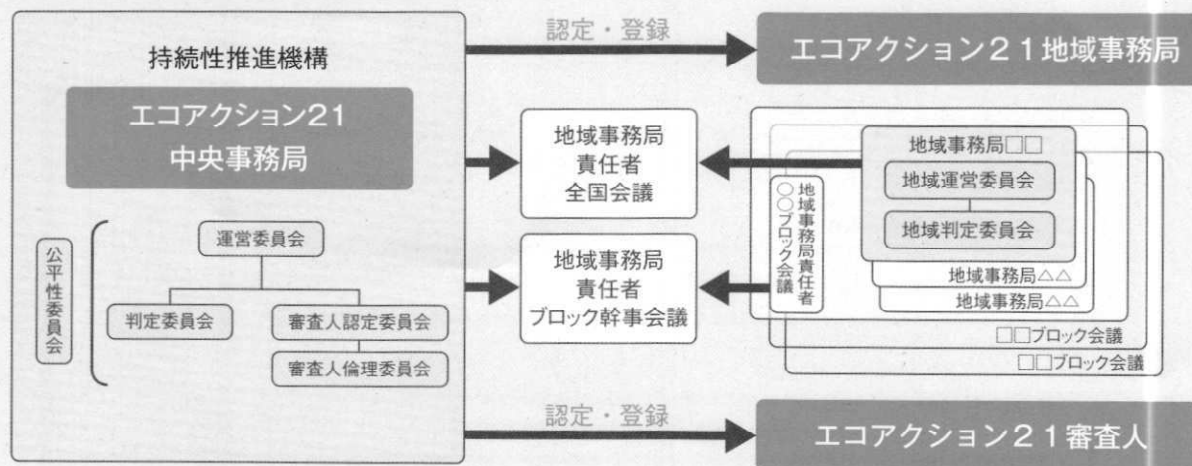
取り組み状況についての審査を受けます。

3. 認証・登録される



ガイドラインに基づいた取り組みが行われていると認められた場合は、中央事務局に認証・登録されます。そして、認証・登録証が発行され、ロゴマークが使えるようになります。

エコアクション21 認証・登録制度の運営体制



<エコアクション21 審査人>

事業者のエコアクション21ガイドラインへの適合性の審査の他、環境への取り組みに関する指導、助言等を行います。中央事務局が実施する書面試験、筆記試験、面接試験の3段階の試験に合格し、所定の講習を修了すると、エコアクション21審査人として認定され、事業者の審査を行うことができます。認定・登録された審査人のリストを中央事務局ホームページに掲載しています。

<エコアクション21 地域事務局>

地域等において事業者からの審査の受付、審査人の選定、審査結果の受理・確認、地域判定委員会での事業者の認証・登録の可否の判定等の他、地域における普及セミナーや審査人研修の実施等、エコアクション21の普及促進を行う中核的組織です。地域事務局は、公平公正な運営及び判定等を行うため運営委員会及び判定委員会を設置しています。認定された地域事務局の一覧を中央事務局ホームページに掲載しています。

<エコアクション21 中央事務局>

事業者の認証・登録の可否の最終的な判定、エコアクション21審査人の試験、認定及び登録、地域事務局の認定などを行います。公平公正な運営及び判定等を行うため運営委員会、判定委員会及び審査人認定委員会等を設置しています。エコアクション21認証・登録制度は2004年10月より財団法人地球環境戦略研究機関が実施し、2011年10月1日より一般財団法人持続性推進機構が継承しました。

<支援サービス>

●コンサルティング

「エコアクション21に、どのように取り組んだらいいかわからない」、「構築した環境経営システムが、ガイドラインに適合しているかわからない」などの悩みをお持ちの事業者の方は、審査を受ける前に、エコアクション21審査人によるコンサルティング(指導・助言)を受けることができます。

コンサルティングは有料で行われ、コンサルティングを希望する事業者には、最寄りの地域事務局が審査人を紹介又は斡旋いたします。

*コンサルタントは、エコアクション21審査人に依頼することを推奨します。

*コンサルティングを実施した審査人は、当該事業者の認証・登録の審査を担当することはできません。

<普及プログラム>

●自治体イニシアティブ・プログラム、関係企業グリーン化プログラム

自治体(市区町村)または中核となる企業・団体の呼びかけにより、エコアクション21の認証・登録を目指す事業者を募り、地元のエコアクション21地域事務局と審査人の協力のもと、より多くの事業者が短期間で効率よくエコアクション21に取り組むための普及プログラムです。

自治体としては、域内の多くの事業者が一斉にエコアクション21に取り組むことにより、地域全体の二酸化炭素排出量、廃棄物排出量などの環境負荷の削減が図られるとともに、地域の事業者の環境への取り組みの支援策としても有効です。

中核となる企業・団体としては、関係する多くの事業者が一斉にエコアクション21に取り組むことにより、関係する事業者全体の二酸化炭素排出量、廃棄物排出量などの環境負荷の削減が図られるとともに、事業者の環境への取り組みの支援策としても有効です。

プログラムに参加された事業者は「エコアクション21の塾」(集合形式)を無料で受講することができ、プログラムの呼びかけ人である自治体及び企業・団体の方も費用負担はありません。

自治体イニシアティブ・プログラムの実施をご検討される自治体及び関係企業グリーン化プログラム実施をご検討される中核となる企業・団体は、先ずはお近くの地域事務局にご相談ください。

プログラム参加事業者は、エコアクション21認証・登録を目指し、このプログラムに参加することで、次のようなメリットがあります。

- ・エコアクション21に精通した地元の審査人から、無料でアドバイスを受けることができます。
- ・「塾」形式(集合形式で全4回程度)なので、地元の事業者と協働で、仲間とともに取り組むことによる相乗効果(励まし合う、情報やノウハウの交換・交流)が得られます。
- ・同じような業種・業態・規模の地元事業者と一緒に取り組むを推進することにより、自身の取り組みのヒントを得ることもできます。

受講から半年程度で、審査を経て、認証・登録に至ることができます。関心のある事業者の方は、ぜひお近くの地域事務局や地元の自治体、関係する団体へお問い合わせください。

事務局 (問い合わせ先)

一般財団法人 持続性推進機構 (IPSuS)

エコアクション21中央事務局

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-14-18-4F

E-mail: info@ea21.jp URL: http://www.ea21.jp

地域事務局

エコアクション21地域事務局「銀河」

〒024-0051

岩手県北上市相去町山田2-18

北上オフィスプラザ109号

TEL/FAX 0197-67-1521

E-mail info@ea21-ginga.com

URL http://www.ea21-ginga.com

エコアクション21 認証・登録に関わる費用

認証・登録のためには、審査費用と認証・登録料（更新登録料）が必要となります。

1. 審査費用

審査費用は、下記の標準審査工数表を基に決めさせていただきます。現地審査（事業所における審査）の場合、別途交通費等が必要となります。審査人の1人当たりの費用は50,000円/人日（消費税除く）です。

$$\text{審査費用} = (\text{審査工数} \times \text{日当}) + (\text{往復交通費})$$

製造業、建設業、修理工場・廃棄物・再生資源の収集運搬・中間処理・処分業等、環境負荷が比較的大きいと考えられる事業所における標準審査工数表

従業員数 (構成員数)	登録審査		初回の中間審査 (認証・登録後概ね1年後)		更新審査		2回目以降の中間審査 (更新審査の概ね1年後)
	標準審査工数	うち現地審査	標準審査工数	うち現地審査	標準審査工数	うち現地審査	標準審査工数
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
31人以上 60人以下	2.5人日	1.5人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1.5人日
61人以上 100人以下	3人日	2人日	2.5人日	1.5人日	2.5人日	1.5人日	1.5人日
101人以上 500人以下	3.5人日以上	2.5人日以上	3人日以上	2人日以上	3人日以上	2人日以上	2人日以上
501人以上	4人日以上	3人日以上	3.5人日以上	2.5人日以上	3.5人日以上	2.5人日以上	3人日以上

サービス業、流通業、事務所等、比較的環境負荷が少ないと考えられる事業所における標準審査工数表

従業員数 (構成員数)	登録審査		初回の中間審査 (認証・登録後概ね1年後)		更新審査		2回目以降の中間審査 (更新審査の概ね1年後)
	標準審査工数	うち現地審査	標準審査工数	うち現地審査	標準審査工数	うち現地審査	標準審査工数
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
31人以上 60人以下	2人日	1人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
61人以上 100人以下	2.5人日	1.5人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
101人以上 500人以下	3人日以上	2人日以上	2.5人日以上	1.5人日以上	2.5人日以上	1.5人日以上	1.5人日以上
501人以上	4人日以上	3人日以上	3人日以上	2人日以上	3人日以上	2人日以上	2人日以上

附則1：審査人の1人日当たりの審査費用は、50,000円/人日（消費税除く）です。

附則2：上記の標準審査工数は、対象事業所数が1ヶ所程度の場合です。なお、対象事業所が複数ある場合等は、最寄りの地域事務局又は中央事務局にご相談ください。また、業種・業態により、上記の標準審査工数以上の審査日数を要することがあります。

附則3：従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト・派遣社員等も含まれます。また、常勤の役員も含まれます。

附則4：審査費用は、審査の結果、ガイドラインに適合していないと判断された場合であっても必要となります。

附則5：廃棄物・再生資源の中間処理・処分業を行っている事業者のうち、現地審査が2人日以上となり、かつ、焼却施設がある場合又は最終処分の場合は、原則として審査人2名以上で審査を行います。なお、複数の審査人で審査する場合、事前打ち合わせから代表者インタビューまでは、すべての審査人が一緒に審査を行い、その後、必要に応じて部門、事業所を分担して審査することとなります。

< 個別の業種に関する審査工数等について >

※行政機関（都道府県庁、市区町村役所・場）と教育機関（大学、高等学校、中学校、小学校、専門学校等）の審査工数は、上記と異なりますので、中央事務局までお問い合わせください。

2. 認証・登録料及び更新登録料

審査の結果、判定委員会においてガイドラインに適合していると認められた場合、事務局との認証・登録の契約締結の際に、2年分の認証・登録料をお支払いください。さらに、2年毎の更新審査の際に、2年分の更新登録料が必要となります。

認証・登録料、更新登録料（2年分）

従業員数	料金
10人以下	50,000円 + 4,000円（消費税）
11人以上 300人以下	100,000円 + 8,000円（消費税）
301人以上 500人以下	150,000円 + 12,000円（消費税）
501人以上 1,000人以下	200,000円 + 16,000円（消費税）
1,001人以上	300,000円 + 24,000円（消費税）

附則1：従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれます。また、常勤の役員も含まれます。

附則2：複数枚の認証・登録証をご希望の場合は、2枚目以降1枚につき3,000円 + 240円（消費税）の費用が必要となります。

附則3：認証・登録期間中に、認証・登録範囲の拡大、事業の縮小、組織の改編、合併等により認証・登録の対象範囲が変更になった場合は、認証・登録契約を再締結し、新たに認証・登録証を発行します。認証・登録料の従業員数の区分が変わる場合は、認証・登録事業者は、当初の区分の料金と新たな区分の料金の差額を納付してください。